

大阪労働局発表
令和4年5月30日

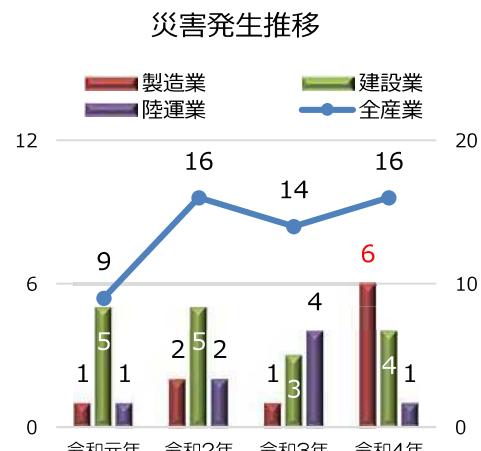
照会先
大阪労働局労働基準部安全課
電話 06(6949)6496



「STOP!!死亡災害2022」活動に取り組みます。

～ 製造業の死亡災害が急増！ 建設業の75%が「墜落・転落」災害 ～

- 令和4年の死亡災害は、5月20日現在で16人と、前年同期（14人）を2人上回っています。
- 特に、製造業が6人と前年同期（1人）に比べ500%の増加で全体の4割近くを占めています。
- 建設業は、4人と前年同期（1人）に比べ1人の増加ですが、そのうち墜落・転落が3人と前年同期（1人）に比べ200%増加しています。
- 大阪労働局（局長 木原 亜紀生）では、「STOP！死亡災害 2022」活動を展開し、リスク“ゼロ”大阪推進運動に強力に取り組むことにより、労使、関係者が一体となった労働災害防止活動の徹底を推し進めることとします。



【「STOP！死亡災害 2022」活動】

« 活動期間 令和4年6月～8月 »

- ◇ リスク“ゼロ”大阪推進運動を強力に推し進めるため、関係団体への要請。大阪労働局YouTubeチャンネルへの動画配信などに取り組みます。
- ◇ 各労働基準監督署においては、実施期間に集中して積極的な周知啓発を実施します。

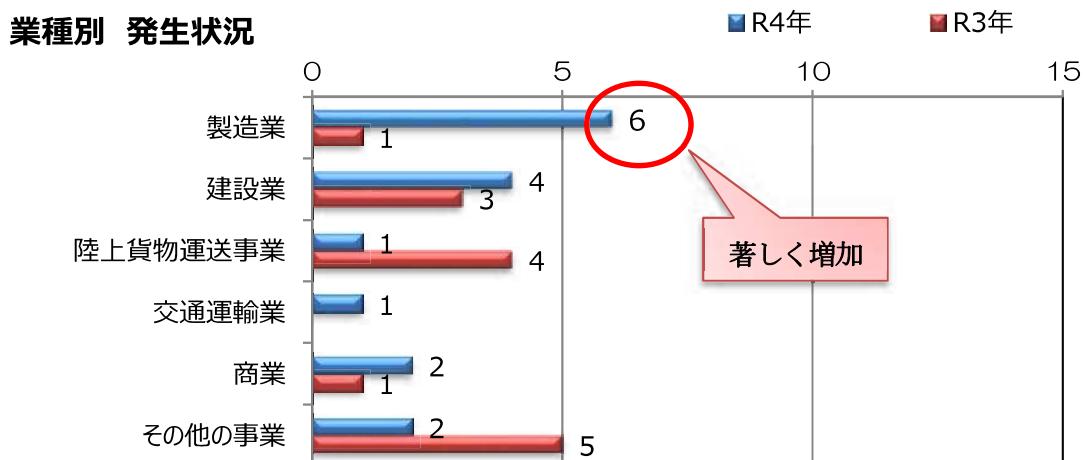
- 1 令和3年5月20日現在14人であった**死亡災害**が、令和4年5月20日現在、2人増加の16人となっている。

死亡災害の月別発生状況【令和4年と3年の同時期比較】(発生した月で計上)

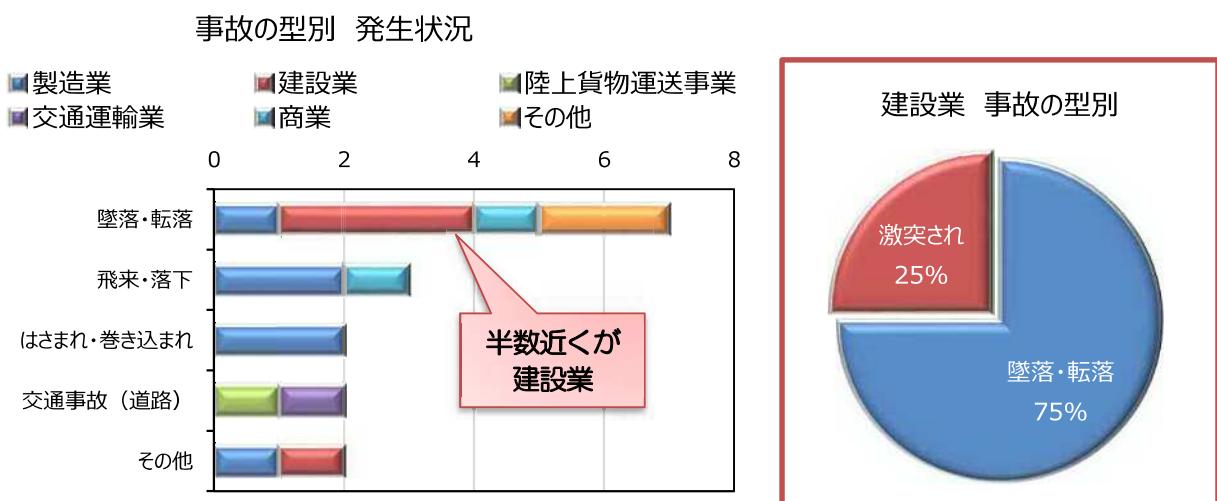
| | | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 |
|----|----|----|----|----|----|----|
| 4年 | 月別 | 4 | 6 | 3 | 3 | 0 |
| | 累計 | 4 | 10 | 13 | 16 | 16 |
| 3年 | 月別 | 3 | 4 | 2 | 4 | 1 |
| | 累計 | 3 | 7 | 9 | 13 | 14 |

令和4年5月20日現在

- 2 業種別では、陸運業やその他の事業が減少、製造業、建設業や商業が増加。特に製造業が令和3年5月20日現在1人であったものが、令和4年5月20日現在、6倍の6人と昨年より著しく増加しています。



- 3 事故の型別では、「墜落・転落」災害が全体の半数近くを占めており、そのうち、建設業が4割以上を占める状況となっています。しかも、建設業の4分の3が「墜落・転落」災害によるものです。



「STOP!!死亡災害 2022」活動 実施要綱

実施趣旨

死亡災害の増加が著しい製造業及び死亡災害の4分の3が墜落・転落災害であり、昨年熱中症により死亡災害が1人発生し、本年においても、さらに増加することが懸念される建設業の死亡災害の発生を抑え込み、大阪労働局第13次労働災害防止推進計画で掲げた死亡災害を年間51人以下とするため実施する。

1. 対 象 製造業及び建設業

2. 実施時期 令和4年6月・7月・8月の3か月間

3. 製造業に対する死亡災害防止緊急対策

ア 局署幹部による要請

局署幹部が管内主要企業等へ赴き、期間中における自主的な安全衛生管理活動の強化について要請する。

イ 監督指導・個別指導

集中的に監督指導・個別指導を実施する。

ウ パトロール

(ア) 署において、工業団地等の工場が集中する地域を巡回パトロールし、下記の重点指導項目の徹底を呼びかける。

(イ) 局において、フォークリフト及びクレーンを有する事業場に対し、社団法人建設荷役車両安全技術協会及び社団法人日本クレーン協会との合同パトロールを実施する。

エ 広報等について

(ア) 局において、大阪労働基準連合会が発行する「基準月刊」に本対策の実施に関する広報を行う。

(イ) 署において、各地区労働基準協会等が発行する機関誌において、製造現場での労働災害防止の留意点等について広報を実施する。

(ウ) 局署において、リーフレット「製造業の死亡災害が急増しています！」を活用の上、集団指導等のあらゆる機会をとらえて、死亡災害防止について注意喚起を行う。

(エ) 局署において、リーフレット「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」を活用の上、集団指導等のあらゆる機会をとらえて、死亡災害防止について注意喚起を行う。

オ 労働災害防止対策に係る重点指導項目について

- (ア) 作業開始前のKY活動を実施すること
- (イ) クレーン等の危険作業において、有資格者を配置すること
- (ウ) フォークリフト作業時における作業計画を策定し、遵守すること
- (エ) プレス作業などの危険作業における安全装置の有効使用を徹底すること
- (オ) 機械の掃除や修理時における当該機械の運転停止措置を徹底すること

4. 建設業に対する死亡災害防止緊急対策

ア 集中的に監督指導、個別指導を実施する。

イ 署において、監督署幹部と建災防大阪府支部各分会パトロール班との合同の啓発パトロールを実施する。

ウ 安全衛生劳使専門家による、パトロールを実施する。

エ 広報について

- (ア) 局において、建災防大阪府支部発行の機関誌（7月号）への広報を行う。
- (イ) 局署において、リーフレット「命綱GO活動」を活用し、集団指導等のあらゆる機会をとらえて、死亡災害防止について注意喚起を行う。
- (ウ) 局署において、リーフレット「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」を活用の上、監督指導・個別指導、集団指導等のあらゆる機会をとらえて、死亡災害防止について注意喚起を行う。

オ 災害防止対策に係る重点指導項目について

- (ア) 作業開始前のKY活動を実施すること
- (イ) クレーンの運転、足場の組立等の危険作業において、有資格者を配置すること
- (ウ) 足場の手すり設置、開口部の養生などの墜落・転落防止措置を徹底すること
- (エ) スレート屋根上の作業における、踏み抜き防止措置を徹底すること

緊急



製造業の死亡災害が 急増 しています！

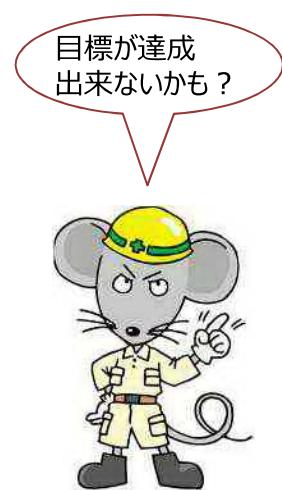
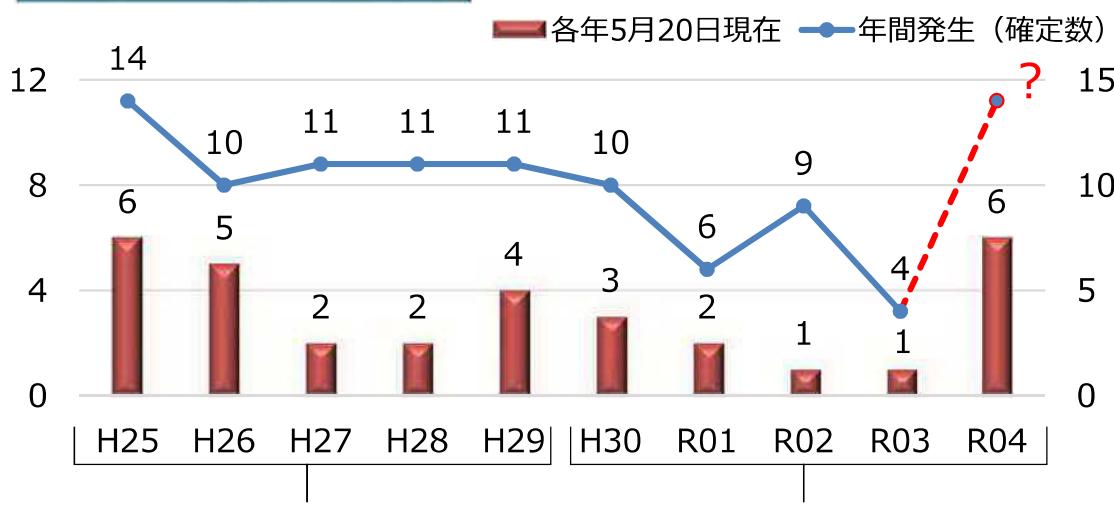
大阪府内における令和4年の死亡災害は、5月20日現在16人で、昨年同期に比べ2人の増加（前年比 14.3%増）となっています。

そのうち製造業は、6人で昨年同期の1人を大幅に増加し（前年比 500.0%増）全体の4割近くを占める状況となっています。

近年の製造業の死亡災害発生推移から、1年間に発生する死亡災害の傾向は、5月20日までの発生数の2.0倍（最低）～9.0倍（最高）、平均で4.2倍となっており、このままの状況が続くと「大阪労働局 第13次労働災害防止推進計画」の目標の9人を大きく上回る恐れがある事態となっています。

死亡災害を防止するため、「安全見える化活動」「安全Study活動」「リスク評価推進活動」「命綱GO活動」「今日も1日ご安全に活動」の5つの活動に取り組むリスク“ゼロ”大阪推進運動 に一丸となって取り組みましょう。

製造業 死亡災害発生推移



令和4年 製造業死亡災害事例

| 番号 | 発生月 | 業種 | 性別 | 年齢 | 職種 | 経験 | 事故の型 | 起因物 | 発生状況 |
|----|-----|-------------|----|-----|-------------|-----|-----------|-----------|---|
| 1 | 1月 | その他の金属製品製造業 | 男 | 20代 | 作業者 | 3ヶ月 | 飛来、落下 | 金属材料 | 鋼管製品の仕上がり寸法を確認するため、鋼管架台に配置された鋼管を、手で回転させながら採寸していたところ、架台から鋼管が落下して腹部を直撃した。 |
| 2 | 1月 | その他の土石製品製造業 | 男 | 50代 | 作業者 | 1ヶ月 | 崩壊、倒壊 | 石、砂、砂利 | 再生砕石を堆積した山（以下「砕石山」という。）の下で、砕石山から切り崩したものから手作業で廃材等を取り除いていたところ、砕石山が崩れて生き埋めになった。 |
| 3 | 2月 | その他の金属製品製造業 | 男 | 50代 | 金属研磨工 | 5ヶ月 | はされ、巻き込まれ | 研削盤、バフ盤 | 工場内で手持ちドリルに円盤状ワイヤーブラシを取り付け、排水管継手の溶接による焼け部分を磨き取る作業をしていたが、首に黒い布を巻き付けて意識を失い倒れているところを発見された。 |
| 4 | 3月 | 印刷業 | 男 | 40代 | 印刷作業員 | 15年 | 墜落、転落 | 開口部 | 2名で工場内の清掃作業をしていたが、同僚の姿が見えなくなつたため探したところ、点検通路に通じる高さ215cmのタラップの昇降用開口部の下で、意識不明の状態で発見された。 |
| 5 | 4月 | プラスチック製品製造業 | 男 | 40代 | プラスチック製品製造工 | 14年 | 飛来、落下 | エレベータ、リフト | 荷物用エレベーターを2階から1階に降下させた際、昇降路の途中で搬器が停止してしまったため、バールを持って1階から昇降路内に立ち入ったところ、搬器が落ちた。 |
| 6 | 4月 | 印刷業 | 女 | 20代 | 印刷作業員 | 10年 | はされ、巻き込まれ | 印刷用機械 | 印刷機のデリバリ部分のカバーを開け、ウェスを用いて清掃作業をしていたところ、回転中のデリバリ竿とカバーのステー部分に頭を挟まれた。 |



職長等の安全衛生教育の適用業種が拡大 検索



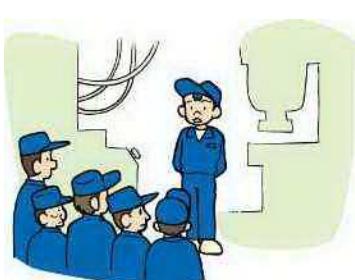
職長等の安全衛生教育の対象業種が拡大されます

施行日：令和5年4月1日

労働安全衛生法第60条の規定により、事業者は、その事業場の業種が労働安全衛生法施行令第19条で定めるものに該当するときは、新たに職務につくこととなった職長その他の作業中の労働者直接指導又は監督する者に対し、安全衛生教育を行わなければならないこととされています。

労働安全衛生法施行令の改正により、職長等に対する安全衛生教育が必要となる業種に、これまで対象外であった「食料品製造業（うまみ調味料製造業及び動植物油脂製造業（※）を除く。）」、「新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業」が新たに加わります。

※ すでに職長教育の対象



職長とは？

「作業中の労働者を直接指導又は監督する者」と定められています（労働安全衛生法第60条）。職長とは総称に過ぎず、事業場によっては、監督、班長、リーダー、作業長等さまざまな名称で呼ばれています。

仕事を行う上で、現場で指揮命令する人が職長です。

（出典 中災防発行「職長の安全衛生テキスト」をから抜粋）

「STOP!! 死亡災害2022」活動（抜粋）

実施趣旨

死亡災害の増加が著しい製造業及び死亡災害の4分の3が墜落・転落災害であり、昨年熱中症により死亡災害が1人発生し、本年においても、さらに増加することが懸念される建設業の死亡災害の発生を抑え込み、大阪労働局第13次労働災害防止推進計画で掲げた死亡災害を年間51人以下とするため実施する。

1. 対象 製造業及び建設業
2. 実施時期 令和4年6月・7月・8月の3か月間
3. 製造業の労働災害防止対策に係る重点項目

- (ア) 作業開始前のKY活動の実施
- (イ) クレーン等の危険作業において、有資格者の配置
- (ウ) フォークリフト作業時における作業計画の策定と遵守
- (エ) プレス作業などの危険作業における安全装置の有効使用の徹底
- (オ) 機械の掃除や修理時における当該機械の運転停止措置の徹底



リスク“ゼロ”大阪推進運動

- ◆ リスク“ゼロ”大阪推進運動は、「災害ゼロ・疾病ゼロの大坂」を実現することを究極の目標として、労働災害の防止、重篤災害の撲滅に向け、働く者すべてがそれぞれの立場で自主的に安全衛生活動を実践し、職場風土と安全文化を構築していくための啓発運動です。
- ◆ この運動は、平成30年度を初年度とする「大阪労働局第13次労働災害防止推進計画」の目標を達成するため、工場、現場、事務所、店舗などの職場に潜むリスクの洗い出しを行い、これに基づき設備の改善、作業手順の見直し、安全衛生教育の実施などの対策の徹底により、災害のリスクをなくし、「正規」「非正規」等の区別なく、全ての労働者の健康が確保され、安全・安心に働くことができる職場の実現に取り組むものです。

◆ スローガン ◆ 『リスク無くして、ゼロ災害』 ◆ 期間 ◆ 平成30年度から5か年

～取り組もう！ 5つの活動～

| | |
|-------------|--|
| 安全見える化活動 | ○「年間安全衛生計画」を作成・実行し、「安全衛生活動」見える化 ○事業場の総点検を実施し、「危険場所」、「危険個所」及び「危険作業」見える化 など |
| 安全Study活動 | ○各級管理者安全衛生教育、危険体感教育、eラーニング教材を使用した計画的な教育の実施 ○高齢者、外国人、非正規労働者は、特性に応じた雇い入れ教育、危険体感教育の実施 など |
| リスク評価推進活動 | ○「年間安全衛生計画」にリスクアセスメントの実施及び結果に基づく措置を盛り込む ○作業ごとにリスクアセスメントを実施し、これに基づく低減措置の実施、残存リスクの見える化 など |
| 命綱GO活動 | ○安全帯（墜落制止用器具）使用の重要性を再認識し、作業者間で相互の使用確認の徹底 ○二丁掛安全帯を基本に高所作業におけるフルハーネス型安全帯の使用の徹底 など |
| 今日も一日ご安全に活動 | ○災害事例等の労働災害防止資料が掲示できる安全掲示板を設置し、安全意識の高揚を図る ○交通労働災害を分析し、交通危険マップ、事故発生マップの作成、周知 など |





1. 安全衛生教育の重要性

機械設備の安全化、作業マニュアルの整備などによる安全対策が講じられたり、リスクアセスメントの取組みが進められていますが、実際に作業を行う労働者や、労働者を指揮・監督する者が安全についての知識や技能を十分に有していないと、これらの安全対策も実効をあげることができません。特に危険な業務に従事する労働者が安全についての知識、技能を十分に持たないで作業方法を誤ってしまうと、すぐさま大きな労働災害につながりかねません。

このような安全衛生に関する知識を付与する安全衛生教育は、労働災害を防止する上で大変重要な意義を持っています。

このため、厚生労働省では、「安全衛生教育等推進要綱」を定め、各種の安全衛生教育の計画的な推進を図っています。

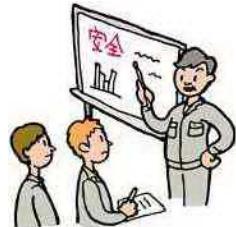
2. 教育の種類

●労働安全衛生法により義務付けられている教育

- ①雇入れ時教育 ②作業内容変更時教育 ③特別教育 ④職長等教育

●実施に努めなければならない安全衛生教育

- ①安全管理者等労働災害を防止するための業務に従事する者に対する能力向上教育
- ②危険または有害な業務に従事する者に対する安全衛生教育 ③健康教育



安全衛生教育等推進要綱で実施が推奨されている安全衛生教育（抜粋）

| | 対象者 | 教育の実施 |
|----|--|------------------------|
| 1 | 危険有害業務（就業制限業務および特別教育対象）に準ずる危険有害業務に初めて従事する者 | 特別教育に準じた教育、危険有害業務従事者教育 |
| 2 | 危険有害業務および作業強度の強い業務に従事する者等 | 高齢時教育（おおむね45歳に達したとき） |
| 3 | 安全推進者、職長等 | 能力向上教育に準じた教育 |
| 4 | 作業指揮者 | 指名時の教育 |
| 5 | 安全衛生責任者 | 選任時の教育、能力向上教育に準じた教育 |
| 6 | 危険性又は有害性等の調査等担当者・労働安全衛生マネジメントシステム担当者 | 指名時の教育 |
| 7 | 特定自主検査に従事する者 | 能力向上教育に準じた教育 |
| 8 | 定期自主検査に従事する者 | 選任時の教育 |
| 9 | 生産技術管理者、設計技術者 | 機械安全教育 |
| 10 | 経営トップ等 | 安全衛生セミナー |
| 11 | 管理職 | 安全衛生教育 |
| 12 | その他・安全衛生専門家 | 実務向上教育 |

3. 教育の実施

教育の実施に当たっては、教育内容の充実を図りつつ、計画的に実施していくことが重要です。

1. 実施計画等の作成

教育の種類ごとに、対象者、実施時期、実施場所、講師、教材等を定めた年間の実施計画の作成

2. 実施責任者の選任

実施計画の作成、実施、実施結果の記録・保存等教育に関する業務の実施責任者の選任

3. 教育内容の充実

ア 教育内容の充実のため、講師、教材の選定について留意

イ 高年齢労働者、外国人労働者および就業形態の多様化等に適切に対応

4. 安全衛生教育センターの活用

安全衛生教育水準の向上を図るために設置された安全衛生教育センターを活用し、より有効な安全衛生教育の実施



いのちつなごう

命綱 GO 活動

安全帯はフルハーネス型が原則です！



いのちつなつか
命綱 使って つな GO 大切な命

二丁掛けフルハーネス型安全帯を

使用しましょう！！



リスク“ゼロ”大阪推進運動

命綱GO活動 実施中

命綱 GO 活動

安全帯（別名「命綱（いのちつな）」とも呼ばれている。）を着用しながらも使用しないことで多くの命が失われています。

墜落・転落により命を落とすことなく、確実に使用することで命をつなぐことができる用具であることにゴロを合わせ、安全帯使用の徹底を図る活動です。

（命綱 GO 活動では、従来からの呼称である「安全帯」という用語を使用しています。）

注目!

構造規格等の改正により、
旧構造規格の「安全帯」は、令和4年1月2日以降、使用できません。

建設業の死亡災害における墜落災害の占める割合(大阪)



大阪における建設業の死亡災害のうち、墜落災害の占める割合は大幅に減少しましたが、いまだ、約47%を占めています。

次ページの命綱 GO 活動の取組内容を実施し、墜落・転落災害を撲滅しましょう。

1 安全帯の確実な使用

「必ず安全帯を着用する」「必ず安全帯を使用する」ことを定めたルールを作りましょう

1 元方事業者

(1) 適宜作業場所を巡視し、作業者の安全帯の使用状況を監視しましょう。

(2) 安全衛生責任者、足場組立て等作業主任者、職長等に対し、配下の作業員の安全帯の使用状況を監視するよう指示しましょう。

2 安全衛生責任者、足場の組立て等作業主任者、職長等

(1) 配下の労働者について、安全帯の使用状況を監視し、未使用である場合については、直ちに作業を中止させ、使用するまで作業はさせないルール作りを行いましょう。

(2) 現場内の墜落危険箇所を周知し、確実に安全帯を使用させましょう。

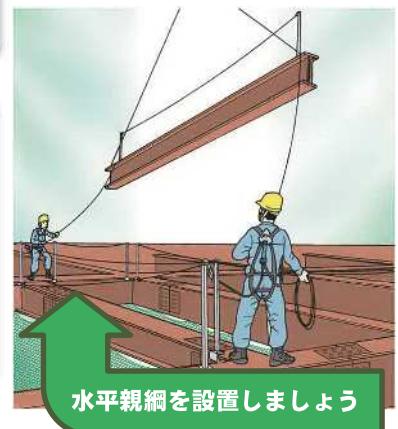


2 安全帯試行訓練の実施と安全帯の点検

- 毎日着用時に使用する安全帯の点検を兼ねて、単管等にてフックの着脱訓練をしましょう。
- 安全帯のランヤードの損傷、摩耗、フック・D環の変形、損傷等があるものは使用してはいけません。
- 一度でも大きな衝撃を受けた安全帯は、外観に変化がなくても再使用しないで下さい。

3 安全帯取付設備の設置

- 安全帯を使用する場合には、適切な安全帯取付設備を設置しましょう。
- 足場の最上層などで組立て作業を行う際には、あらかじめ、安全帯取付設備を設置して下さい。



4 二丁掛けフルハーネス型安全帯の使用



【二丁掛け安全帯】を基本に足場や鉄骨の組立て等の作業時は墜落時の衝撃を緩和するフルハーネス型安全帯を使用しましょう。

安全帯のガイドライン
第4の2の(2)の工 及び
第4の3の(2)の工 参照

5 相互使用確認の徹底



作業者相互に安全帯の使用を確認しましょう。

6 危険体感教育・訓練の実施

現場の中にある様々な危険を実際の設備を使って具体的に経験・体験することで「見て、聞いて、触れて、感じる」という人間の五感をとおして危険に対する感受性を向上させる効果があります。胴ベルトでは内臓や腰骨への衝撃も大きく、身動きがとれませんが、ハーネス型は頭部が下になることなく、救出されるまでの負担も少ないと言われています。



安全帯が「墜落制止用器具」に変わりました！

～ 安全・安心な作業のため、適切な器具への買い換えをお願いします～

- 建設業等の高所作業において使用される「安全帯」の名称等が改正されました。
- 「安全な使用のためのガイドライン」が策定されました。（最終ページ参照）

改正等のポイント

1. 安全帯を「墜落制止用器具」に変更（安衛令(注1)の改正）

「墜落制止用器具」として認められる器具は以下のとおり。

| 安全帯 | → | 墜落制止用器具 | ②には墜落を制止する機能がないことから、改正後は①と③のみが「墜落制止用器具」として認められることになりました。 |
|---------------|---|-------------|--|
| ① 胴ベルト型（一本つり） | ○ | 胴ベルト型（一本つり） | |
| ② 胴ベルト型（U字つり） | ✗ | × | |
| ③ ハーネス型（一本つり） | ○ | ハーネス型（一本つり） | |

※ 「墜落制止用器具」には、従来の安全帶に含まれていたワークポジショニング用器具であるU字つり用胴ベルトは含まれません。なお、法令用語としては「墜落制止用器具」となりましたが、建設現場等において従来からの呼称である「安全帯」「胴ベルト」「ハーネス型安全帯」といった用語を使用することは差し支えありません。

2. 墜落制止用器具は「フルハーネス型」

を使用することが原則

（安衛則(注2)、構造規格(注3)等の改正、ガイドライン(注4)の策定）

墜落制止用器具はフルハーネス型が原則となりましたが、フルハーネス型の着用者が墜落時に地面に到達するおそれのある場合（高さが6.75m以下）は「胴ベルト型（一本つり）」を使用できます。



3. 「安全衛生特別教育」が必要

以下の業務を行う労働者は、特別教育（学科4.5時間、実技1.5時間）を受けなければなりません。

▶ 高さが2m以上の箇所において、作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業にかかる業務（ロープ高所作業に係る業務を除く。）

（注1）労働安全衛生法施行令（注2）労働安全衛生規則（注3）墜落制止用器具の規格（注4）墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン（注5）安全衛生特別教育規程



墜落制止用器具の購入に当たっては、規格不適合品を購入しないよう、左の「規格不適合の墜落制止用器具の使用中止と回収について」を確認（下の二次元コードから）のうえ、購入するようお願いいたします。

ご注意をお願いします。



規格不適合の墜落制止用器具の使用中止と回収について

一時止めた安全帯を守るために適正な墜落制止用器具を使用してください。

労働者権は、高所作業場で使用が適切づけられている必ず用意する器具の安全性を確保するため、規定されている基準、仕様、検査等を試験する、測り取り試験を実施しています。
一方で、墜落制止用器具は「一部製品」に、機械、性能、強度、耐久性が高まれば、その基準を満たしていないものがあることが判明しました。労働者権では、労働者権で定めた基準を満たしていない製品を所有者が使用した場合、労働への影響を生じる恐れそれが発生したことから、労働者権に対して当該製品の回収を実施することとともに、使用を中止するよう強く注意喚起を行ったため、ウェブサイトでその趣旨を公表します。

これらの問題対応で変わった操作を実施していない場合は、河川安全衛生法により、高所作業等で使用する墜落制止用器具として認定、検査、使用することができる（承認）。労働者権では、「バーカー、ユーパー、既存業者心臓病等に当てて、注意物語の通達を実施しました。高所作業等を行う場合には、適切な墜落制止用器具を使用してください。

ガイドラインのポイント（抜粋）

墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン
(平成30年6月22日付け基発0622第2号)

墜落制止用器具の適切な使用による一層の安全対策の推進を図るため、「墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン」が策定されました。主なポイントは以下のとおりです。

適用範囲

- このガイドラインは、墜落制止用器具を使用して行う作業に適用する。

要求性能墜落制止用器具の選定

- 「墜落による危険のおそれに対応した性能を有する墜落制止用器具（要求性能墜落制止用器具）」の選定要件は以下のとおりです。これらの要件は、2019(平成31)年1月に改正された「墜落制止用器具の規格」(平成31年厚生労働省告示第11号)とガイドラインにおいて規定されます。

「墜落による危険のおそれに対応した性能を有する墜落制止用器具」の選定要件

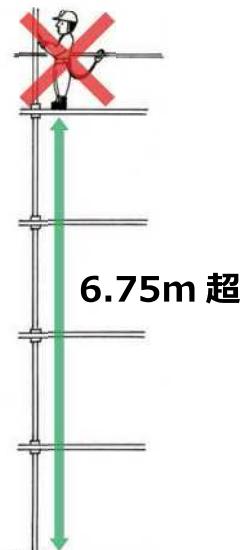
要件① 6.75mを超える箇所では、フルハーネス型を選定

2m以上の作業床がない箇所又は作業床の端、開口部等で囲い・手すり等の設置が困難な箇所の作業での墜落制止用器具は、フルハーネス型を使用することが原則となります。

ただし、フルハーネス型の着用者が地面に到達するおそれのある場合（**高さが6.75m以下**）は、胴ベルト型（一本つり）を使用することができます。

※ 一般的な建設作業の場合は**5mを超える箇所**、柱上作業等の場合は**2m以上の箇所**では、フルハーネス型の使用が推奨されます。

※ 柱上作業等で使用されるU字つり胴ベルトは、墜落制止用器具としては使用できません。U字つり胴ベルトを使用する場合は、フルハーネス型と併用することが必要となります。



要件② 使用可能な最大重量に耐える器具を選定

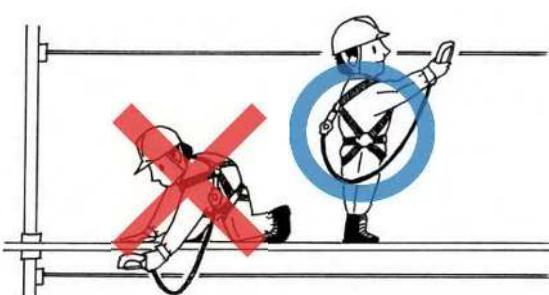
墜落制止用器具は、着用者の体重及びその装備品の重量の合計に耐えるものでなければなりません。
(85kg用又は100kg用。特注品を除く。)



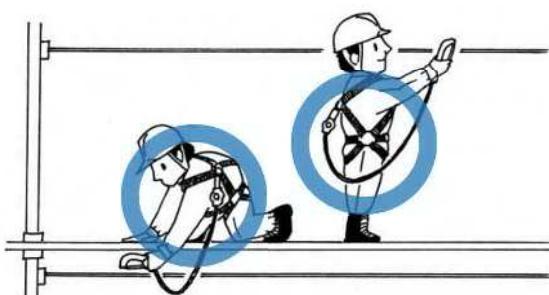
要件③ ショックアブソーバは、フック位置によって適切な種別を選択

腰の高さ以上にフックを掛けて作業を行うことが可能な場合には、第一種ショックアブソーバを選定します。鉄骨組み立て作業等において、足下にフック等を掛けて作業を行なう必要がある場合は、フルハーネス型を選定するとともに、第二種ショックアブソーバを選定します。（両方の作業を混在して行う場合は、フルハーネス型を選定するとともに、第二種ショックアブソーバを選定します。）

第一種ショックアブソーバを使用する場合



第二種ショックアブソーバを使用する場合



安全帯に係る政省令の改正、墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン(平成30年6月22日付け基発0622第2号)及び墜落制止用器具の規格を改正する告示の施行は、厚生労働省のホームページをご覧下さい。

[墜落制止用器具の改正](#)

検索

[墜落制止用器具のガイドライン](#)

検索

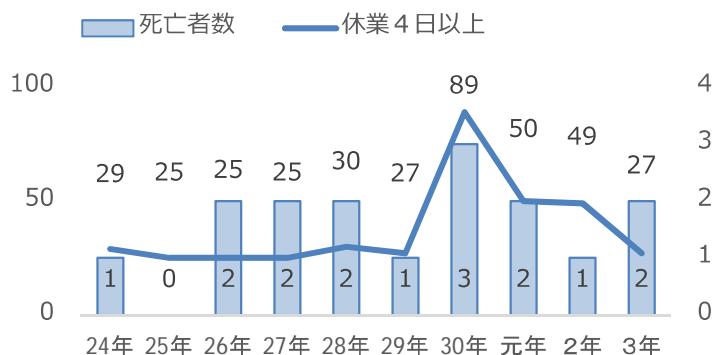
[墜落制止用器具の規格](#)

検索

死亡ゼロに

熱中症を予防しよう!

熱中症による労働災害発生状況



大阪府内では、職場における熱中症の死亡災害が毎年のように発生しています。

令和3年は、死傷者数は減少したものの、死者数は2人となりました。

熱中症とは、高温多湿な環境下において、体内的水分及び塩分のバランスが崩れたり、体内の調整機能が破綻するなどして発症する障害の総称で、めまい、こむらがえり等の症状や重症では死にいたることもあります。

大阪労働局では、労働災害防止団体などと連携して、職場における熱中症の予防のために

「STOP! 热中症 クールワークキャンペーン」

キャンペーン期間：5月～9月（重点取組期間7月）

を展開し、重点的な取組を進めています。

各事業場においては、事業者、労働者が協力して、**熱中症予防対策に取り組みましょう！**

なお、「STOP! 热中症 クールワークキャンペーン」については、期間ごとの実施事項に重点的に取り組むことに加え、死者を出さないために、少しでも異変を感じたら**病院へ運ぶまでは一人きりにしない**といった適切な措置を講じるようお願ひいたします。

異常時の措置

- 熱中症は、短時間で容体が急変します。あらかじめ、近くの病院の場所を確認しておき、異常を認めたときは**すぐに病院へ運ぶか、救急車を呼びましょう。**

マスク着用時の注意点： マスク着用により熱中症のリスクは高まります！ 屋外で人と十分な距離（少なくとも2m以上）が確保できる場合で、大声を出す必要がないときは、マスクを外すよう周知しましょう。

熱 中 症 予 防 対 策

事業場で実施すべき事項

事業場では、期間ごとに次の事項に重点的に取り組んで下さい。確実に実施したか確認しましょう

準備期間（4月1日～4月30日）

| | | |
|---|--|--|
| <input type="checkbox"/> WBGT値の把握の準備 | JIS規格「JIS B 7922」に適合したWBGT指指数計を準備しましょう。 | |
| <input type="checkbox"/> 作業計画の策定など | WBGT値に応じて、作業の中止、休憩時間の確保などができるよう余裕を持った作業計画をたてましょう。 | |
| <input type="checkbox"/> 設備対策・休憩場所の確保の検討 | 簡易な屋根の設置、通風または冷房設備やミストシャワーなどの設置により、WBGT値を下げる方法を検討しましょう。 また、作業場所の近くに冷房を備えた休憩場所や日陰などの涼しい休憩場所を確保しましょう。 | |
| <input type="checkbox"/> 服装などの検討 | 通気性の良い作業着を準備しておきましょう。身体を冷却する機能をもつ服の着用も検討しましょう。 | |
| <input type="checkbox"/> 教育研修の実施 | 熱中症の防止対策について、教育を行いましょう。 | |
| <input type="checkbox"/> 労働衛生管理体制の確立 | 衛生管理者などを中心に、事業場としての管理体制を整え、必要なら熱中症予防管理者の選任も行いましょう。 | |
| <input type="checkbox"/> 発症時・緊急時の措置の確認と周知 | 体調不良時の休憩場所や状態の把握、悪化時に搬送する病院や緊急時の対応について確認を行い、周知しましょう。 | |

熱中症予防対策

キャンペーン期間（5月1日～9月30日）

STEP
1

□WBGT値の把握

JIS規格に適合したWBGT指数計でWBGT値を測りましょう。



STEP
2

準備期間中に検討した事項を確実に実施するとともに、測定したWBGT値に応じて次の対策を取りましょう。

| | | |
|---|--|--|
| <input type="checkbox"/> WBGT値を下げるための設備、休憩場所の設置 | 準備期間に検討した設備、休憩場所を設置しましょう。 休憩場所には氷、冷たいおしぼり、シャワー等や飲料水、塩飴などを設置しましょう。 準備期間に検討した通気性の良い服装なども着用しましょう。 | |
| <input type="checkbox"/> 通気性の良い服装等 | | |
| <input type="checkbox"/> 作業時間の短縮 | WBGT値が高いときは、 単独作業を控え、WBGT値に応じて作業の中止、こまめに休憩をとるなどの工夫をしま しょう。 | |
| <input type="checkbox"/> 暑熱順化 | 暑さに慣れるまでの間は 十分に休憩を取り、1週間程度かけて徐々に身体を慣らし ましょう。特に、入職直後や夏季休暇明けの方は注意が必要です！ | |
| <input type="checkbox"/> 水分・塩分の摂取 | のどが渇いていなくても 定期的に水分・塩分を取り ましょう。 | |
| <input type="checkbox"/> ブレクーリング | 休憩時間にも体温を下げる工夫をしま | |
| <input type="checkbox"/> 健康診断結果に基づく措置 | ①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感覚、⑧下痢などがあると熱中症にかかりやすくなります。 医師の意見をきいて人員配置を行いま | |
| <input type="checkbox"/> 日常の健康管理など | 前日はお酒の飲みすぎず、よく休みましょう。また、当日は朝食をしっかり取るようにしま | |
| <input type="checkbox"/> 作業中の作業者の健康状態の確認 | 熱中症の具体的な症状について理解し、熱中症に早く気付くことができるよう | |

STEP
3

熱中症予防管理者等は、WBGT値を確認し、巡視などにより、次の事項を確認しましょう。

| |
|--|
| <input type="checkbox"/> WBGT値の低減対策は実施されているか |
| <input type="checkbox"/> WBGT値に応じた 作業計画 となっているか |
| <input type="checkbox"/> 各作業者の 体調や暑熱順化の状況 に問題はないか |
| <input type="checkbox"/> 各作業者は 水分や塩分 をきちんと取っているか |
| <input type="checkbox"/> 作業の 中止や中断 をさせなくてよいか |



□異常時の措置

- ～少しでも異変を感じたら～
- ・いつたん作業を離れ、休憩する
- ・病院へ運ぶ、または救急車を呼ぶ
- ・病院へ運ぶまでは一人きりにしない

重点取組期間（7月1日～7月31日）

- 実施した対策の効果を再確認し、必要に応じ追加対策を行いま
- 特に梅雨明け直後は、WBGT値に応じて、作業の中止、短縮、休憩時間の確保を徹底しま
- **水分、塩分**を積極的に取りま
- 各自が、睡眠不足、体調不良、前日の飲みすぎに注意し、当日の朝食はきちんと取りま
- 期間中は熱中症のリスクが高まっていることを含め、重点的に教育を行いま
- 休憩中の状態の変化にも注意し、少しでも異常を認めたときは、ためらうことなく病院に搬送しま



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

大阪労働局・各労働基準監督署

<https://jsite.mhlw.go.jp/osaka-rooudoukyoku/>

R 4.4